

平田仁子と読み解く、 パリ協定後の気候変動対策



第44回 気候対策を怠れば訴えられる—「気候訴訟」

(一社) Climate Integrate 代表理事 平田 仁子

近年、世界中で政府や企業を相手に多数の「気候訴訟」が提起されています。訴えの対象や理由はさまざまですが、その数は年々増えており、アメリカだけで2000超。それ以外の国々でも850を超えています。気候変動対策を怠れば訴えられる。そんな時代に突入しています。

背景にある気候変動の深刻な進行

気候訴訟が急増する背景には、このままではさらに気候変動が進行し、食、水、生活などに影響が及び、多くの人たちが健康的に平和に生きる権利を奪われてしまうという現実があります。特に若者・将来世代はその被害を大きく受けることになります。それを食い止めようと、国や企業を相手にさまざまな訴えが起こされています。原告は、NGOなどの環境団体、個人、先住民グループや若者グループ

表1●訴訟の主な理由

- ・人権の侵害：健康で平和に暮らす権利が侵害され、国際法・憲法上の違反だという主張
- ・政府の実施の不十分さ：政府の法律や規制が適切に実施されていないという主張
- ・化石燃料の採掘の停止：資源採掘をする政府や企業が気候変動の影響を軽視しているという主張
- ・企業の義務と責任：気候変動による損害が、特定の企業活動が原因であるという主張
- ・適応へ不対応と失敗：国や企業が適切な適応策を怠り、損害が生じさせた責任があるという主張
- ・情報の非開示とグリーンウォッシュ：情報を開示しなかったり、虚偽を含んだり誇張したり誤解を与える情報を発信しているという主張

などさまざまであり、地方自治体などが中央政府に訴えを起こす場合もあります。

訴訟が国や企業を動かす

訴訟の理由はさまざまですが、主に表1のような内容があります。

中でも世界的に有名な訴訟は、環境団体ウルゲンダがオランダ政府に対してより高い目標を求めて提起した気候訴訟です。この訴訟でオランダ最高裁は2019年に、気候変動影響は国民や若者の人権侵害であり、国には国民を保護する人権上の義務があるとして、2020年25%削減への目標強化を命じました。同様に、ドイツでも若者団体がドイツ政府の気候変動法が不十分であると訴え、ドイツ連邦裁判所は2021年、法律は部分的に違憲であるとして見直しを命じました。驚くことにドイツ政府はそのわずか13日後に法律の改正案を閣議決定し、2030年目標を55%削減から66%削減に引き上げるといふ、素早い対応を行いました。

また2021年には、環境NGOが石油会社シェルを訴えた裁判で、オランダのハーグ地方裁判所は、世界で初めて民間企業に削減命令を出し、国際社会を驚かせました。

このように裁判所が国や企業の政策や対策の強化を命令する例は、訴訟が気候変動を解決に導く一つの手段となり得ることを裏付けています。もちろん敗訴の例もありますが、訴訟は、勝訴か否かだけでなく、その過程で市民の輪が広がることや、注目が集まることなどを通じたインパクトが大きいことも特徴です。

若者が立ち上がる

若者が主導する訴訟も世界各地で提起されています。最初に注目されたのは、11～22歳の21人の若者が憲法上の権利が侵害されていると主張してアメリカ政府を提起した2015年のジュリアナ訴訟です。また、グレッタ・トゥーンベリさんが関わる訴訟で、12カ国からの16人の若者が「子どもの権利条約」の侵害だという理由で5カ国（アルゼンチン・ブラジル・フランス・ドイツ・トルコ）を相手に訴えを起こしたのがあります。これについては各国の救済措置が

尽くされていないと国連の委員会が申し立てを認めませんでした。

現在は、グレッタさんはじめ約600人の若者グループ「オーロラ」がスウェーデン政府に対する対策強化を求めた訴えも起こしています。さらに新しい例では、アメリカのモンタナ州で、若者たちが州政府に対して訴えを起こしています。6月の裁判のようすは連日youtubeでライブ公開するなど、工夫もされています。

日本の裁判所は時代遅れ？

日本でも石炭火力発電所の新規建設・稼働問題を取り上げた四つの訴訟があります。国の違法性を問うものと、事業者に対する差し止めを求めるものがあり、ここまでの審理ではいずれも原告側の請求は認められていません。日本の裁判の大きな壁が見えてきます。

第一に、気候変動は原告に直接的な危険性を及ぼすものではないとし、訴えを起こすこと自体を認めてもらえないこと、第二に、気候変動の緊急性や人権侵害に関する認識が欠けて



モンタナ州における訴訟。裁判所に向かう若者たちとエールを送る市民。
(写真: Youth.v GovのHPより)

表2●日本の気候・石炭訴訟

石炭火力発電所	訴訟	原告	請求内容	判決／内容
仙台パワーステーション (11.2万kW)	民事	地元住民 124名	大気汚染・気候変動による健康・環境影響のため、石炭火力発電所の事業者に操業差し止めを請求	控訴審：請求棄却 (2021.4)
神戸石炭火力発電所 (130万kW)	行政	地元住民 12名	環境アセスメントの確定通知が違法であるため取り消しを請求	最高裁却下決定： 原告適格を否定 (2023.3)
	民事	地元住民 40名	コベルコパワー神戸第二・関西電力に対し石炭火力の建設・稼働差し止め請求	一審：請求棄却、 原告への危険性を認めず (2023.3)
横須賀石炭火力発電所 (130万kW)	行政	地元住民 45名	環境アセスメントの確定通知が違法であるため取り消しを請求	一審：請求棄却： 近隣の大気汚染は 除き原告適格を否定 (2023.1)



神戸石炭火力訴訟の判決に対して原告
(写真: 神戸石炭訴訟のHPより)

いること、があります。他国では環境団体が国民や地域住民を代表して裁判を起こす例もありますが、日本では環境団体が原告となることができない現状もあります。

結果的に、裁判所は、最大の温暖化の原因である石炭火力発電所の新設を容認し、住民や環境団体にそれを訴える資格も与えてくれません。

気候変動は国連が人権侵害と認める課題です。そこに立ち向かえない日本の裁判所は時代遅れではないでしょうか。📌